

住民税(市県民税)について

問 市民税課 ☎ 20-1577

個人住民税は、その年の1月1日現在に住所があり、前年中に一定以上の所得があった人に課税されます。法人市民税は、市内に事務所や事業所がある法人に課税されます。

◆ 給与所得者の特別徴収制度

事業所は、給与所得者の住民税を特別徴収(毎月給与天引き)することが原則となっています。住民税は6月から翌年5月まで特別徴収されますので、途中で退職した場合などは残りが普通徴収(納付書)になります。

◆ 年金の特別徴収制度

65歳以上の方で、年金所得に住民税がかかる場合は、年金より特別徴収(天引き)されることとなります。

◆ パートやアルバイトの税金

扶養になっている主婦や学生がパートやアルバイトで働いた場合、扶養に入れる年収は所得税と同じ(103万円)ですが、扶養に入っても一定の金額(93万円)を超えると住民税の均等割や所得割がかかってきます。

◆ 住民税の申告

住民税の申告書は、扶養に入っている場合を除き、収入がなくとも提出しなければなりません。申告がないと証明などが発行できませんのでご注意ください。

◆ 所得税の申告と還付申告

事業所得・不動産所得・譲渡所得などで確定申告をしなければならぬ人は、毎年2月中旬から3月中旬(※土日を除く)までが申告期間となっています。

また、所得税を源泉徴収されている方が医療費控除などで還付を受ける場合、税務署では1月4日から受付が始まりません。

茂原税務署 ☎ 22-2166

固定資産税・都市計画税について

問 資産税課 ☎ 20-1579

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産(事業用資産に対し固定資産税のみ課税)を所有している個人や法人に課税されます。税額は、固定資産課税台帳に登録された価格をもとに算定された課税標準額に固定資産税は1.4%、都市計画税は0.2%の税率を乗じて算出します。

◆ 固定資産の縦覧

固定資産税の納税者(納税管理人・委任を受けた代理人)は、土地価格および家屋価格等縦覧帳簿を4月1日から第1期の納期限まで縦覧することができます。

◆ 所有者の変更

所有者が変更(売買・相続など)になった場合は、速やかに法務局で登記手続きを行ってください。売買されていても登記されていない場合は、登記されている方に課税されます。相続されていない場合は、相続登記がされるまでの間、故人に代わり納税される方の届出書を提出してください(通常は死亡届を出した方宛てに届出書を送付しています)。

未登記家屋については、所有者変更届出書の提出が必要となりますので、資産税課で手続きを行ってください。

◆ 家屋の取り壊し

家屋を取り壊した場合は、速やかに法務局で登記手続きを行ってください。未登記家屋などは資産税課への届け出がないと引き続き課税されることがあります。

軽自動車税について

問 市民税課 ☎ 20-1577

毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車などの所有者に課税されます。

登録・廃車

原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(農業用機械など)、ミニカー(50cc以下)などの登録や廃車は市役所で受け付けます。車を譲渡する、転出する、廃車をする場合などは必ず申請してください。

袖ヶ浦ナンバーの二輪車や軽自動車の登録および廃車は市役所ではできませんので、下記に問い合せください。

◆ 袖ヶ浦ナンバーの二輪車

千葉運輸支局袖ヶ浦自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2025

◆ 四輪の軽自動車

軽自動車検査協会千葉事務所袖ヶ浦支所
☎ 050-3816-3116

納税について

問 収税課 ☎ 20-1578

◆ 納付にはコンビニエンスストアも利用できます

納付場所は、千葉銀行ほか収納代理金融機関の本・支店、関東各都県および山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局、市役所内千葉銀行派出所、市役所本納支所およびコンビニエンスストアです。ただし下記に該当する場合は、コンビニエンスストアで納付ができませんのでご注意ください。

- ・金額を訂正した場合
- ・バーコードの印刷がない場合
(1納付書あたりの納付金額が30万円を超える場合)
- ・バーコードが読み取れない場合
- ・コンビニエンスストアでの使用期限を過ぎた場合

◆ 納税は口座振替が便利です

口座振替をご利用いただくと、納税者が指定した金融機関の口座から納期限の日に、自動的に市税を納めることができます。一度手続きをされますと、翌年度以降も継続されますので、納付のたびに金融機関などへ出かける必要がなく大変便利です。口座振替を希望される方は、収税課窓口、市内金融機関窓口へ備え付けの申込書または依頼書で申し込みください。申し込みには預貯金口座の通帳と口座届出印が必要になります。申し込みの翌々月の月末納期分から振り替えになりますのでご了承ください。

◆ 延滞金について

納期限までに税金を完納しないときは、地方税法の定めるところにより税額に延滞金を加算して徴収することになります。ただし税額が2,000円未満であるとき、延滞金額が1,000円未満であるときを除きます。

◆ 徴収猶予について

震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により被災した場合、納税者本人や生計を一にする親族が病気になった場合、事業をしていた人がその事業を廃止・休止した場合など、一時的に市税などを納付することができないと認められるときは、地方税法に基づき原則として1年間を限度に徴収の猶予を受けることができます。徴収猶予には申請が必要ですので、納付が困難である理由を証明する書類と印鑑をお持ちの上、納期限までに収税課までお越しください。

◆ 日曜開庁について

開庁日 毎月第4日曜日
開設時間 8時30分～17時15分
※本庁者の入り口は東側(河川側)です。

収税課の取り扱い業務

市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付および納税相談
※本納支所では取り扱いしません。

